

条約の改正（二・完）

——ウィーン条約法条約第三九、四〇及び四一条の起草過程の検討——

福田 吉博

- 一 はじめに
- 二 ILCの作業
 - (一) ウォルドッグ草案以前
 - (二) ウォルドッグ草案の検討
 - (1) 第一六会期の議論（以上第四五卷第三号）
 - (2) 第一八会期の議論
- 三 ウィーン条約法会議の作業
- 四 結びにかえて（以上本号）

二 I L C の作業

(一) ウォルドック草案の検討

(2) 第一八会期の議論

一九六六年、I L C の第一八会期において、再び関連規定の検討が行われた。ウォルドックが、それまでに提示されていたガバメントコメントなどを考慮した新たな規定を含む第六報告書⁽¹⁰⁶⁾を提出したので、委員会では一応採択されていた一九六四年案と共に検討されることになった。

八五九会合から関連規定の検討がはじまった。まず、ウォルドックの第六五条の新条文では、オランダ及びイスラエル政府のコメントに留意して第二センテンスから“if it is in writing”というフレーズが削除されていた。第二条(b)は書面形式でない国際的合意に草案規定は関連しないとしており、同規定は条約を改正する口頭又は黙示の合意を保護するのに十分であると考えられたし、後の実行による黙示の改正は第六八条で特に扱われているためであった。⁽¹⁰⁷⁾この点について委員からの反対はなかった。このフレーズの削除は、一般的に支持されていたといえよう。

次に、新条文では、第二センテンスから「国際組織の確立された規則」への言及が削除されていた。イスラエル、アメリカ及びブルーマニア政府は、以前の第二センテンスは条約の改正⁽¹⁰⁸⁾において、「国際組織の確立された規則」に優先的な効力を与えていると考え、行きすぎであると主張していた。単に国際組織の援助の下で起草される条約でさえ、その言葉の内に含まれることが危惧されたのである。しかし、I L C 自体は一九六五年度に第一部

を審議した際、「確立された規則」を一つの組織内で起草する条約及び組織の基本文書である条約に限定せしめると同時に、この問題を当時第三条 (Dis) として表わされていた一般規定で扱うことを決定していた。そこでウルドックは、三つの政府のコメントとは、まったく別に、かようなフレーズを削除することが論理的と考え、そのように修正をほどこした新条文を提出したのであった。⁽¹⁰⁹⁾ この修正は、多数の支持を受け是認されることとなった。

問題とされたいま一つの点は *acte contraire* の原則に関連していた。ルテールは、第六五条がこの原則を述べることを意図しているのかどうかを明らかにするよう求めた。つまり、一定の仕方で締結された条約は、常に同様の仕方でも改正されねばならないのかということである。⁽¹¹⁰⁾ 一方、バルトシュは、国家は常に合意の形式を選択できるとし、その変更の形式は異なりうるとした。さらにアレチャガ、ウォルドックによれば、ILCは決して、この原則の支持を意図しなかったとされた。⁽¹¹¹⁾ なぜならILCは、正式な条約がそれ程正式でない合意などによって覆され、又は改正されることに合意していたからである。

第六六条の新条文では、修文上の多くの変更に加えて、一項では国際組織の確立された規則への言及が削除され、次いで(a)、(b)で規定された実体規則は条約規定にしたがうので、通告についても、そうあるべきだとするイスラエル政府のコメントに答えて、一項の冒頭のセンテンスで通告を「条約が別段のことを規定しない限り」という条件にしたがわしめるための修正が加えられていた。⁽¹¹²⁾ したがって、一項全体は残存規則 (residual rule) の形で表わされていた。

国際組織の確立された規則への言及の削除は六五条の場合と同様、是認された。また、残存規則としての表現

についても問題とはならなかった。問題となったのは通告される国の範囲であった。一九六四年案では、改正提案の通告を受けるのは全ての当事国となっていたが、ウォルドックの新条文では、参加する権利を有する当事国と理解されうる表現となっていた。ILCの一九六四年の決定を覆す意図はないとするウォルドックの発言があり、そのような意味を払拭するための提案がなされた。⁽¹¹³⁾そして、結局、この問題は、起草委員会にまかされることになった。しかし、議論の過程で当事国に参加を限定する是非が問題とされた。一項では、当事国が改正合意の議論に参加する権利を有する。たとえば、発効に一二の批准を必要とする多数国間条約の場合、一一の批准が受領される限り、起草に参加した全ての国家は改正提案について協議される権利を有するが、一二の批准が受領され、条約が発効する時、参加の権利は当事国に限定されることになるのである。⁽¹¹⁴⁾ロゼンヌは、特別な状況において適切であるなら、他の国が手続に参加する権利を奪われないと考えた。⁽¹¹⁵⁾ウォルドックは一般的多数国間約を例にとり、起草に参加した国家の参加が望ましいと述べた。⁽¹¹⁶⁾テュンキンも、ウォルドックの見解を支持し、起草委員会は、その範囲の拡大を考えねばならないとしたのであった。⁽¹¹⁷⁾

新条文の二項では、先に述べた「国際組織の確立された規則」についての修正以外何も付加されていなかった。この項は何ら議論を生じなかった。

新条文の三項は、ウォルドックにより新しく挿入されたものである。それは、条約発効以前での条文の改正の可能性に言及したものであり、条約がこの種の規定を含んでいない場合、本条に隙間ができることを懸念して提出されたのであった。三項は、かような場合、条約に署名するか、その本文を採択又は支持した全ての国家に改正提案が通告されねばならず、一項及び二項が *mutatis mutandis* にかような国家に適用されるとするもので

あった。この項には多くの反対意見が提出された。アレチャガは、その項が法典化を要求する国際法規則を表現していないし、国際法の発展に資することなく、逆の結果を生じうるなどとして削除提案を行った。⁽¹¹⁸⁾ また、カストレンは、かようなケースはまれであり、「特別かつ複雑な問題は草案で取り上げられるべきでない」というのが一般原則であると考えた。⁽¹¹⁹⁾ テュンキンは、その項が混乱を生じること懸念して、かようなケースは一項の冒頭の proviso でカバーされるべきであると主張した。⁽¹²⁰⁾ 一方、ウォルドックは主たる理由として、国家がよろこんで当事国となるに先立ち不満足な部分を訂正するのに何らかの行動が必要とされる条文の例が存在していることをあげ、三項の維持を主張した。⁽¹²¹⁾ また、改正合意の議論に参加する権利を有する国家の範囲について若干の意見が提出された。三項の目的を達成するには、条約を支持する国家に制限することなく参加国の範囲をさらに広げる必要性があるとする見解がいくつかみられたのであった。⁽¹²²⁾

新条文の四項は、オランダ、ハンガリー及びアメリカ政府のコメントを考慮して、以前の三項に修文上の変更を加えたものであった。それによると改正合意に署名するか、さもなければその条文を採択又は支持するが、改正合意の当事国とはならない原条約の当事国は改正合意の当事国間でのその合意適用に反対しえないとされた。特に第六七条との関係が問題とされた。アレチャガは第六七条に一致させるよう求めた。国家は署名していると否とに係わらず、他の国家との間では、その権利が影響を受けられない限り、改正された合意の適用を争う権限を有さないとし、そして第六七条に明示される条件が満たされない場合に、*inter se* の合意に異議を行うことができるだけであると考えたのであった。⁽¹²³⁾ テュンキンは、この項の意味するところは第六七条でカバーされていると考え、本項の有用性をうたがった。⁽¹²⁴⁾ ウォルドックは、四項と第六七条はまったく異なる状況において生じる *inter*

8 の合意を扱っており、法状況が違ふこと、また、四項は「改正合意の議論に参加した国家が、改正合意の起草及び採択に合意したならば、その後批准し、当事国間でそれを有効ならしめるということは違法ではない」ことを明らかにする目的を有しており、それが削除されるなら、その点は議論の余地を残すことになる⁽¹²⁵⁾と主張した。この項は、エストツペルの原則を扱っているが、委員の間では実際的重要性はあまり大きいとは思われなかった。かくして、第六六条は起草委員会に送付された。

第六七条の新条文では、まず一項において、イスラエル政府のコメントを考慮して、一項(a)の“The possibility of such agreements etc.”を“The possibility of such an agreement etc.”へと変更がなされていた⁽¹²⁶⁾。この項には、何ら反対は提起されず、一般的合意があるように思われた⁽¹²⁷⁾。

一九六四年案の二項については、フィンランド、イスラエル及びオランダ政府がコメントをよせた⁽¹²⁸⁾。それらは、*inter se* の合意の締結の通告は他の当事国が自己の利益を守るには遅すぎるといふ理由から提出されたものであった。ワールドックはそれらを考慮して、新条文を、一項(a)の下に属さない場合を除き、関係当事国は他の当事国にかような合意を締結する意図及びその規定の性質を通告するものとした⁽¹²⁸⁾。

新たな二項については、カストレンなど改善であるとする委員もいたが、一方で多くの委員が不満を表明した。たとえば、アゴーは修正に反対した。通常、通告されるのは、条約の締結で十分であるとし、通告が、より以前になされるべきであるとするなら、いかなる時点でなされねばならないのかを問うた。報告者の案は多くの困難を創出すると考えられた。彼によれば、通告は、その合意が最終形態をとった後、効力発生前になされねばならないとされるのである⁽¹³⁰⁾。一方、ルテールは、いわば新条文とアゴー提案の中間に位置する解決策を示した。彼は、

関係当事国に、別の合意の締結手続を開始する以前に自己の意図を他の当事国に通告することを要求する言葉遣いを提示したのであった。⁽¹³¹⁾一方、テュンキンなどは、若干国間の合意は、二国間の基礎にもとづき作用する多数国間条約に関連すると考え、交渉を行う単なる意図の通告を要求することにより、さらなる複雑さを導入することは好ましくないと考えたのであった。⁽¹³²⁾しかし、条約の全当事国は一定の原則の保護に利益を有するかもしれず、若干国間で合意を締結することは可能だが、それについての自由は絶対的ではありえない。したがって、かような合意が条約で認められる場合を別にして、かような合意の通告を要求することは有益かつ必要であり、有益な目的にかなうためには、通告は合意が締結される前になされねばならないとする見解が多数の支持を受けていたように思われた。報告者の定式は、あいまいかもしれないが、原条約の当事国の利益を守るためには、早期の通告要件が必要であると考えられた。

八七五会合で以前の会合での議論にしたがい修正がほどこされた新条文が起草委員会より提出された。⁽¹³³⁾第六五条については、第一センテンスは一九六四年案と一致しており、第二センテンスは“if it is in writing”と“the established rules of an international organization”とラフフレーズが削除されていた。第六五条はさしたる議論もなく一八一〇で採択されたのであった。⁽¹³⁴⁾

第六六条の新条文一項では、まず、「条文が当事国のみに関連している」ことと、「全当事国は改正提案の通告を受け、とられるべき行動についての決定に参加する権限を有する」ことを明らかにするための変更がなされた。次に一九六四年案でみられる“the established rules of an international organization”への言及は、以前の議論にしたがい削除されていた。さらには、一項(b)では、今や改正合意の締結と同様、交渉にも言及がなされていた。

条約の改正(二・完)

全当事国は、改正手続に参加する資格があると考えられたからであった。新条文の二項は、まったく新しいものとなっていた。一項の下で交渉や締結に参加する権利が当事国に限定される故に挿入されたものである。二項は、その条約の当事国となる資格を有する国家が改正合意の交渉・締結に参加する権利を有するものとする。特に大多数の国家が比較的少数の批准にもとづき発効することを規定する多数国間条約を起草するために開催された国際会議に参加していた場合を想定し、その条約の当事国となる資格を有する全ての国家が改正合意の交渉及び締結に参加することが望ましい、と考えられたのであった。三項は、ウォルドックの新条文の二項に必要な修正を加え言い換えただけであった。旧四項は削除されており、新たな内容の四項が挿入された。その本質的要素は「その条約又は改正合意が別段のことを規定しない限り、改正合意の発効後に以前の条約の当事国となるいかなる国家も、改正合意に拘束されないその条約の当事国との関係における場合を別にして、改正された条約の当事国と考えられる」というものであった。

一項については、何ら議論はなかった。二項では、第六条二項との関係をめぐって議論が生じた。第六条二項は、国際会議における条約本文の採択に会議参加国の三分の二の支持が必要であるとした。署名するが批准しない国家又は原条約の当事国でない国家のような原条約に拘束されない国家による支持が欠けるため、原条約の当事国による条約改正が阻止される状況が生じるかもしれない。その点について、アレチャガは懸念を表明した。⁽¹³⁵⁾一方、テュンキンは条約の定式化に参加した国が次の会議から排除される理由がわからないとした。改正のための会議は、最初の会議に参加したが当事国とはなっていない国家の批准を引き出すために、しばしば開催されるのである。テュンキンは二項の維持を求めた。⁽¹³⁶⁾ウォルドックもデ・ルナもテュンキンの見解を支持した。⁽¹³⁷⁾これに

対し、アレチャガは、この点は重要であり、本草案の他の諸規定は解決策を提供しないとして、起草委員会で十分審議するよう求めた。⁽¹³⁸⁾

三項については、何ら議論なく、一般的支持を受けていたように思われる。

四項では、特に(b)が問題とされた。第六三条四項(b)は、矛盾する規定を含む新旧の条約の適用に関連する内容を有していたが、両条約の当事国と以前の条約のみの当事国間では、以前の条約が適用されると規定していた。

そして、第六六条三項は、その条約が別段のことを規定しない限り、改正合意を是認しない国家は以前の条約に拘束されるとし、第六三条四項(b)が、かような国家間に適用されるとする。一方、第六六条四項(b)は、改正合意の発効後、その条約の当事国となる国家には、改正合意に拘束されない国家との間では、改正されない条約により拘束されるとする。しかし、この四項の冒頭のフレーズは、「その条約又は改正合意が別段のことを規定しない限り」と述べている。したがって、ILCが意図していない抵触の問題が生じることになる。また、改正合意に参加するが、その条約の当事国とはならない当事国間、改正を受諾しないその条約の当事国と彼らの関係などについても問題があるとされた。⁽¹³⁹⁾ これらの問題解決のために、幾つかの提案、意見が提示された。たとえば、四項(b)を改善するためにウォルドックは、改正合意の発効後、条約の当事国となる国に選択権を与える解決策を示唆したのであった。⁽¹⁴⁰⁾ 結局、こうした問題は、起草委員会に任せられることになった。

第六七条の新条文一項には、二つ修文上の変更が加えられたが、内容としては一九六四年の条文と一致していた。二項については、起草委員会でも長く議論され、二つの重要な変更が加えられた。第一に、若干国間での合意締結前に他の当事国に通告することを関係当事国は要求され、第二に、通告は、改正合意締結の意図を述べる

条約の改正(二・完)

三三三

だけでなく、それが規定する変更を明示せねばならないとする内容のものであった。

一項については、若干国間での合意の可能性が条約に規定されている場合にも、(b)の(i)、(ii)の条件が適用されるべきであるとの主張が述べられた。一項は、かような合意を締結するために満たされねばならない条件を規定している。アゴーによれば、かような規定が条約中にあるが故に、たとえば、その変更が他の当事国の権利の享有を妨げたり、条約の目的の效果的履行を阻止するとまでされるのは奇妙であると考えられたのである。⁽¹¹⁾この見解は若干の委員の支持を受けた。⁽¹²⁾最終的には、アゴー提案の趣旨を生かすため、一項(a)の agreement を modification⁽¹³⁾ におきかえる提案がウォルドックよりなされ、これが認められたのであった。

二項については、ツルオカが、その条約がかような合意締結の可能性を認めている場合でも、他の当事国はかような合意の締結に利益を有するかもしれないと考え、二項の冒頭のフレーズである “Except in a case falling under paragraph 1 (a)” を “Unless the treaty otherwise provides”⁽¹⁴⁾ におきかえる提案をした。それによると、若干国間での合意締結を望む当事国は、その条約が他の当事国への通告なしに、かような合意を締結することを認めない限り、自らの意図を他の当事国に通告せねばなくなるのである。この提案はILCの一般的支持を受けていた。ウォルドックは、その趣旨を生かすため “Except in a case falling under paragraph 1 (a)” を “Unless in a case falling under paragraph 1 (a) the treaty otherwise provides”⁽¹⁵⁾ におきかえることを提案した。そしてこの提案が認められることになったのである。この変更で、通告は、条約が通告について特定の規定を含まない限り、一項(a)の下でのケースにも求められることになった。

かくして、第六七条は、修正を受け、最終的に一二一一一で採択された。

三つの条文の内、採択されていない第六六条の新条文が、起草委員会より提示されたのは八八三会合であった。⁽¹⁴⁶⁾ 一項は、第六六条の Paragraph 全てを “Unless the treaty otherwise provides” にしたがわしめるように新たに挿入されたものであった。その結果、以前の各項はそれぞれ二、三、四、五項として規定されたのであった。二項は以前の一項をそのまま受け継いでいた。三項は以前の会合での議論を反映した修正が加えられていた。すなわち、一項を加えて読めば、条約が別段のことを規定しない限りにおいて、条約の当事国となる資格を有する全ての国家は、改正された条約の当事国となる資格を有するとだけ規定されたのであった。四項は修文上の変更のみが加えられただけであった。五項は、“failing an expression of a different intention by that state” という proviso が新たに導入されていた。すなわち、異なる意図の表明がない場合、以前の四項で規定された内容が認められるとするものであった。

議論は、五項(b)の推定をめぐる生じた。ツルオカは、(b)の規定の有効性にうたがいをむけた。別段の意図を表明せず、改正合意の発効後、当事国となる国家は、改正された条約についてのみ当事国とみなされるべきであると考えた。したがって、(b)の削除を提案した。⁽¹⁴⁷⁾ ツルオカの推定は、いかなるものも害さないが、その問題自体は、実際の観点から重要なものではないようにも思われた。⁽¹⁴⁸⁾ また、五項(b)のケースは、国連の実行上、生じなかったが、ベルンユニオンのような国際的の制度に関する条約に関連しては生じており、それは、五項(b)の解決と一致しているとする意見が、国連事務局から提示された。⁽¹⁴⁹⁾ 多くの委員は、現条文に好意的であった。しかし、ツルオカは、起草委員会による推定選択の論理性を問題とした。本条では、累積的かもしれない二つの条約が存在すると推定されるし、しばらく、二組の条約関係が存在すると推定される。単に、一つの条約が存在すると述べること

条約の改正 (二・完)

は、けっこうだが、草案は関係国をして、原条約の当事国との関係を結ばしめるのだが、そのことは、少なくとも、その時点で存在している条約がある故に可能となるのであると主張した。⁽¹⁵⁰⁾議長は条文をより明確にするために *and* を五項(a)と(b)の間に挿入することを提案した。⁽¹⁵¹⁾かくして、こうした修正を受けた第六六条が二三—〇—二で採択されたのであった。

このようにして成立した関連条文は、以下に示すILC最終草案の第三五、三六、三七条となったのであった。

Article 35. General rule regarding the amendment of treaties

条約の改正(二・完)

A treaty may be amended by agreement between the parties. The rules laid down in part II apply to such agreement except in so far as the treaty may otherwise provide.

Article 36. Amendment of multilateral treaties

1. Unless the treaty otherwise provides, the amendment of multilateral treaties shall be governed by the following paragraphs.

2. Any proposal to amend a multilateral treaty as between all the parties must be notified to every party, each one of which shall have the right to take part in:

- (a) The decision as to the action to be taken in regard to such proposal;
- (b) The negotiation and conclusion of any agreement for the amendment of the treaty.

3. Every State entitled to become a party to the treaty shall also be entitled to become a party to the treaty as amended.

4. The amending agreement does not bind any State already a party to the treaty which does not become a party to the amending agreement; and article 26, paragraph 4(b) applies in relation to such State.

5. Any State which becomes a party to the treaty after the entry into force of the amending agreement shall, failing an expression of a different intention by that State:

- (a) Be considered as a party to the treaty as amended; and
- (b) Be considered as a party to the unamended treaty in relation to any party to the treaty not bound by the amending agreement.

三七

Article 37. Agreements to modify multilateral treaties between
certain of the parties only

論

1. Two or more of the parties to a multilateral treaty may conclude an agreement to modify the treaty as between themselves alone if:

(a) The possibility of such a modification is provided for by the treaty; or

説

(b) The modification in question:

(i) does not affect the enjoyment by the other parties of their rights under the treaty or the performance of their obligations;

(ii) does not relate to a provision derogation from which is incompatible with the effective execution of the object and purpose of the treaty as a whole; and

(iii) is not prohibited by the treaty.

2. Unless in a case falling under paragraph 1(a) the treaty otherwise provides, the parties in question shall notify the other parties of their intention to conclude the agreement and of the modifications to the treaty for which it provides.

三八

- (106) Yearbook of the ILC, 1966, Vol. II, pp.51-103.
- (107) Ibid., p.80.
- (108) Ibid., pp.80-81.
- (109) Ibid p.81. なお、第三条 (bis) は、ウィーン条約法条約第五条となった。この規定によると、国際組織を設立する条約と、国際組織の内部で採択される条約には、ウィーン条約法条約の諸規則がそのまま適用されるが、国際組織の規則が条約法の特定の状況に影響を与える場合、その組織の関係規則の適用を優先するとしている。
- (110) Yearbook of the ILC, 1966, Vol. I, Part II, p.115.
- (111) バルトシュ、アレチャガ及びウォルドックの見解については、Ibid.を参照されたい。
- (112) Ibid., p.116.
- (113) Ibid., p.117. なお、この提案は、アレチャガによってなされた (Ibid.)。
- (114) ウォルドックの発言 (Ibid., p.123)。
- (115) Ibid., pp.122-123.
- (116) Ibid., p.123.
- (117) Ibid.
- (118) Ibid., p.117 and pp.120-121.
- (119) Ibid., p.118.
- (120) Ibid., p.117.
- (121) Ibid., p.122.
- (122) たとえば、ロゼンヌの発言 (Ibid., p.119)。
- (123) Ibid., p.117.
- (124) Ibid., pp.117-118.

条約の改正 (二・完)

- (125) Ibid., p.122.
- (126) Yearbook of the ILC, 1966, vol. II, pp.86-87.
- (127) Ibid., p.86.
- (128) Ibid., p.87.
- (129) Yearbook of the ILC, 1966, vol. I, Part II, p.124.
- (130) Ibid., p.125.
- (131) Ibid., p.126.
- (132) Ibid.
- (133) Ibid., pp.213-217.
- (134) Ibid., pp.213-214.
- (135) Ibid., p.215.
- (136) Ibid.
- (137) デ・ルナの発言 (Ibid.)、ウォルドックの発言 (Ibid., p.216)。
- (138) Ibid., p.217.
- (139) バルトシュの発言 (Ibid., pp.215-216)。
- (140) Ibid., p.216.
- (141) Ibid., p.217.
- (142) たとえば、ブリックスの発言 (Ibid., p.218)、議長の発言 (Ibid.)。
- (143) Ibid., p.219.
- (144) Ibid., p.218.
- (145) Ibid., p.219.

- (146) Ibid., p.262.
- (147) Ibid., p.263.
- (148) 議長の発言 (Ibid., pp.263-264.)
- (149) Ibid., p.265.
- (150) Ibid.
- (151) Ibid.

三 ウィーン条約法会議の作業

前述したように ILC で採択された条約法に関する最終草案は、一九六六年の国連決議二一六六(XXI)にもとづき、一九六八年と一九六九年の二期にわけ、ウィーンで開催された外交会議で検討された。第三五条、第三六条は一括して、第三七条は単独で、まず、全体委員会で審議され、その後、各条文は、本会議で個別的に検討され、最終的にはウィーン条約法条約第三九条、第四〇条、第四一条として採択されたのであった。⁽¹⁾ ILC の最終草案は、会議に参加した国家の大方の支持を受けていたが、関連条文の討議過程においては、修正案や提案などが提出されたりして、若干の修正が条文になされることとなった。

第三五条については、全体委員会に修正案が二つ提出された。まず、セイロン修正案は、第一センテンスを条約に明示されるか又はその当事国により合意されるいかなる手続によっても条約を改正できるよう修正する内容を有していた。⁽²⁾ セイロン代表によれば、ILC は意図的ではないが、条約に明示される改正手続により重点をおいており、この案の目的は、条約に明示される手続をその通常の状態にもどすことであるとされた。⁽³⁾ こ

条約の改正(二・完)

の案は条文を改善するものであるとしてシンガポールなど若干の国の支持を得た。⁽⁴⁾しかし多くの国は、この案の有用性にうたがいをもっていったように思われる。イギリスは、条文に有益なものを付加しうるか疑問を表明した。⁽⁵⁾また、アメリカは、条約改正は、新条約に等しい場合、書面形式の合意から生じるのであり、その点“any procedure”というセイロン案の表現はあいまいであり、口頭の合意により変更されうることを暗示していると指摘した。⁽⁶⁾ウルグアイは、ILCが条文を作成した際、条約の規定する改正手続きがおびやかされないよう、セイロン案で用いられた種類の言葉を拒否したと述べた。そして、条約は改正手続きをしばしば含んでおり、「合意は守られねばならない」という原則にしたがい、それらの手続は、それらを見做すことについて全会一致の合意がないなら、遵守されるべきであると述べたのである。⁽⁷⁾結局、この案は大方の支持を得られず、撤回されることとなった。⁽⁸⁾

いま一つは、チリ修正案である。この案は、第一センテンスにおいて二国間条約は当事国間の合意によってのみ改正されうるとする内容を有していた。⁽⁹⁾ILCの最終草案のコメンタリーでは二国間条約の場合、当事国の合意を必要とし、多数国間条約の場合、その改正は全会一致の当事国の合意を必要としないとしており、この案はコメンタリーで述べられたことを明白にすることを目的としておりとチリは述べた。その条文が、まず、一般的にいかなる条約も当事国の合意によって改正されうると述べ、次に、二国間条約の場合、ついで多数国間条約の場合を扱うことができるかと考えられたのである。⁽¹⁰⁾この案は、自明のことかもしれないが、それを含めることが望ましいなどと考える国家の支持を受けた。⁽¹¹⁾しかし、この案の目的は、すでにILC草案でカバーされていることは明らかであり、こうした修正は不必要と考えられた。⁽¹²⁾第二部への言及により、チリ案が追及する保障が与えら

れているのである。つまり第二部の八条一項は、「この条の二項の場合を除き、全会一致の同意により改正条約の採択がなされる」という趣旨の一般規則を規定しており、二国間条約の改正は、この規定の効力によって両当事国の同意によって行われると考えられるのである。かくして、チリ案も撤回されることとなった。⁽¹³⁾

次に第三五条への提案としては、オーストラリア提案があげられる。第二条の下では、この条約の適用される条約は書面形式の合意と定義されており、しかも、第三五条は第二部の規則を改正合意に適用すると定めているので、第三五条の第二センテンスの末尾に“if it is in written form”を付加することが望ましいと考えたのである。⁽¹⁴⁾しかし、これに対してウォルドックは、これまでILCが簡略形式の条約など一定の場合には非公式の連続や口頭の合意によって変更されることを認めていたことを指摘した。⁽¹⁵⁾しかし、この件については、これ以上議論にならず、この提案は取り上げられないままとなった。

かくして第三五条は何ら修正をうけることなく、最終的には本会議の一六会合で八六一〇で採択されたのであった。⁽¹⁶⁾

第三六条については、まず二つの修正案が全体委員会に提出された。一項について提出されたフランス修正案は、少数国間で結ばれる多数国間条約については、全当事国の合意によってのみ変更されうるとする内容を有していた。⁽¹⁷⁾フランスによれば、改正する機会を若干の当事国に与えることは、少数国間で締結される条約の、まさに本質に反するとされ、したがって第三六条の適用から除外されるべきと考えられたのであった。⁽¹⁸⁾イギリスは、かような条約は全会一致の当事国の同意によってのみ改正されることを規定するので、修正の必要はないと考えた。⁽¹⁹⁾また、当事国の数を制限された多数国間条約の観念を導入することに実際的必要性があるのか、改正手続を

嚴重かつ複雑にすることへの懸念が表明された。⁽²⁰⁾ 結局、かような条約に関する修正案は、他の条文についても提出されており、しばらくの間、決定を遅らせることとし、八〇会合において、全体委員会としては、一応フランス案を条文とともに起草委員会に送付することを決定した。⁽²¹⁾ しかし、最終的にフランスが、この案の草案規定への導入が絶対的に必要というのではないとの認識に達したため、この案は八四会合で撤回されることとなった。⁽²²⁾

いま一つのオランダ修正案は、二項の第一センテンスを、全当事国間で多数国間条約を変更しようとする提案は、全締約国に通告されねばならないとするものであった。⁽²³⁾ オランダによると、ILCは二項で誤りを犯しており、その誤りを正すことがこの案の目的であるとされた。この案は、多数国間条約の改正に関する交渉に参加する資格を有する国家の範囲を拡大することを意図していたのであった。条文採択後、多数の批准を要するため長い年月がたつまで条約が発効しない場合、拘束されることへの自己の同意を表明した国は、すべて改正手続に参加する権利を所有すべきであるとオランダは考えたのである。⁽²⁴⁾ ILCの案は、当事国に限定している。したがって、条約発効まで、改正は不可能ということになる。⁽²⁵⁾ この提案には若干の国家が支持及び興味を表明した。ウォルドックは、発効に必要な批准を導くための改正は望ましいと考えたが、かようなケースで協議される必要があるのは、締約国よりむしろ交渉国ではないかとした。ILCが試みたのは、当事国に条約を改正する合理的自由を与えることと、国家が起草、採択した条文において有すると考えられねばならない権利を保護することとの間で、適切な均衡を発見することであった。もし条約が未発効で改正が必要なら、そのことは起草に参加した国によって明らかにされるべきであるのだが、ILCはその事項を外交的活動にまかせることで十分と考えたのであ

る。しかしウォルドックによれば、草案はすでに発効するケースをむしろ扱っており、オランダ案は、一定の場合この隙間をうめるかもしれないと考えられた。⁽²⁶⁾ かくして、この修正案は第三六条とともに起草委員会に送付されることになった。その後全体委員会の九一会合において、起草委員会はオランダ案を採用した第三六条の新条文を提出した。“to every party”は“to every contracting party”⁽²⁷⁾ におきかえられていた。この案に関連した部分は、何ら議論なく認められた。

次に、第三六条五項の推定について、若干の議論が存在した。限られた法務職員しかいないような新国家や小国家の存在を考慮したニュージーランドは、かような推定を含むことに懸念を表明した。条約当事国となる国が、条約の付属書の存在を見過ごすことが一定の事情の下では起こりうるかもしれない。⁽²⁸⁾ この見解は、かような推定は行き過ぎであるとするイタリアなどの支持を得た。⁽²⁹⁾ しかし、この点については、ILCの最終草案のコメントリーですでに説明されていた。ILCは、「国連の実行上、その問題をまったく念頭におかなかったという理由で、国家は批准書等の寄託に際し、しばしばその意図の示唆を何ら与えない場合があり、かような場合には、批准書等は改正を伴う条約をカバーしていると推定されてきた」という旨の通知を国連から受けており、その実行に即した内容の規定を提示したのであった。⁽³⁰⁾ したがって、ニュージーランドの見解は、条文に何ら反映されないままとなった。

かくして第三六条は全体委員会の九一会合において一応採択され、最終的には本会議の一六会合で九一〇で採択されたのであった。⁽³¹⁾

第三七条については、四つの修正案が全体委員会に提出された。最初のフランス修正案は、第三六条について

条約の改正(二・完)

四五

提出されたものと同じ内容を有していた。⁽³²⁾この案は、一項の冒頭に“Except in the case of a restricted multi-lateral treaty”の挿入を求めた。⁽³³⁾この案は以前のもと同じ扱いを受け、全体委員会の八四会合で撤回されることとなった。

次のオーストラリア修正案は、一項の冒頭の“two or more”という言葉の前に“Except in the case of a treaty of the type referred to in paragraph 2 of article 17”の挿入を求めるものであった。⁽³⁴⁾全体委員会が第一七条を検討した時、「一定の状況において、留保は条約当事国全ての受諾を必要とする」という趣旨で、その条の二項の規定を是認していたのである。この二項は、制限された数の国家間で結ばれる条約の場合、留保は当事国全ての受諾を必要とする⁽³⁵⁾と規定していた。そこで、オーストラリアは、かような多数国間条約について、いくつかの当事国が彼らの間でのみ、条約の変更を望む場合に、その条約の当事国全ての合意が必要とする要件を明らかにするため、この案を提出したのであった。⁽³⁵⁾この案は、第一七条二項と第三七条のケースとの間のアナロジーの存在を前提としており、第一七条二項の内容が留保について認められるなら、それは、第三七条の場合にも認められるべきであるとしていた。そして、一体性が維持されるべき特別な種類の条約が存在することを明示的に承認することを求めている。多くの国は、この案よりもILC案を支持した。デンマークによれば、重要なことは、当事国の権利が尊重されることであり、第三七条一項(b)(ii)は十分な保障を与えているとされた。また、デンマークは、二つの規定の間のアナロジーの存在を疑問視した。条約締結時には留保を許さない正当な事由があるかもしれないが、若干国間での変更の必要性は時が過ぎるにともない明らかとなり完全に正当化されるかもしれないのである。⁽³⁶⁾ベルギーによれば、問題は基本的性質を有さない条約規定を含む全てのケースがこの規

定によりカバーされねばならないかどうかであるとされた。オーストラリア案は、一定の状況において、国家間の正常な関係を行きづまらせるかもしれないし、さらにはフランスがその維持を不必要と考えた修正案を再導入することにもなるとして、反対を表明した。⁽³⁷⁾ さらに、イタリアは、厳格な規則がこの条約に導入されるべきでないとした。そうした新たな制限を導入することは条約法の発展を妨げることになると考えたのである。⁽³⁸⁾ 結局、八六会合において、投票の結果、六二―四―二二で、この案は否決されることとなった。⁽³⁹⁾

いま一つのチェコ修正案は、一項の(b)(iii)の末尾に、“or by another rule of international law”の付加を求め⁽⁴⁰⁾ていた。この案の目的は、(b)の意味を明確にすることであるとされた。第三七条で用いられる *treaty* は明らかに問題となる多数国間条約を意味するし、若干国間での合意は、その条約によってではなく、別の条約又は一般国際法の規則によって適切に禁じられるかもしれない。⁽⁴¹⁾ この修正案は、全体委員会でまったく議論されないうまま起草委員会に送付されたのだが、⁽⁴²⁾ 起草委員会の審議の結果、この案の実質がすでに条文に含まれていることを理由に、不必要と判断された。⁽⁴³⁾

最後のブルガリア、ルーマニア及びシリア共同修正案は、第三七条一項(b)に修文上及びプレゼンテーションにおける変更を求めるものであった。それによると、

(b) The modification in question is not prohibited by the treaty, provided that the modification:

(i) does not affect the enjoyment by the other parties of their rights under the treaty or the performance of their obligations;

(ii) does not relate to a provision derogate from which is incompatible with the effective execution

条約の改正 (二・完)

of the object and purpose of the treaty as a whole.

となる。⁽⁴⁴⁾

この案の主たる目的は、「若干国間での変更は、条約で禁じられてはならない」という要件に第一の地位を与えることであった。もし条約が禁じるなら、一項(b)(i)及び(ii)の要件の適用を検討する場合は存在しない。条約中にかような禁止規定が存在しない場合のみ、関係当事国は、若干国間での合意が他の当事国に影響を与えることなく、そして条約の目的を阻害することなく締結されうるかを考察できるのである。提案は一項(b)の現条文より、三つの条件を論理的に秩序づける。そして条約の条文の優位性を強調するという価値をも有するとされた。⁽⁴⁵⁾ ILCの最終草案のコメンタリーは、これらの条件が累積的(cumulative)⁽⁴⁶⁾なものであるが、この規定の採択にあたり三つの条件の明確な位置づけがなされなかったことを示している。⁽⁴⁶⁾ この案は、大方の支持を受け、起草委員会に送付された。⁽⁴⁷⁾ 九一会合で提出され、そして是認された新条文は、この共同修正案の趣旨を受け入れたものであった。⁽⁴⁸⁾

その他、ILCにおいてと同様、第三六条二項との抵触をめぐって議論がなされた。フランスは、多数国間条約の改正を望む当事国が第三六条の手続的要件を迂回するために第三七条における若干国間での合意を利用するかもしれないことを懸念し、第三七条の有用性にうたがいを表明した。第三七条がカバーするケースは、同一事項に関する新旧条約の適用関係を規定する第二六条ですでにカバーされていると思われる⁽⁴⁹⁾、若干国間での変更の概念は實際上、国際条約関係の安全に明らかに有害と考えられたのである。イギリスも、第三六条と第三七条の共同適用から現実的問題が生じると考えた。全ての当事国間で条約を変更しようとする試みとして始め

られたものが、若干国間でのみの変更として終了する一方、若干国間での変更が他国にアピールし、最終的には、全ての当事国間での条約の改正に至るかもしれない。前者の場合、第三七条一項(b)の規定は厳格にすぎるかもしれない。⁽⁵⁰⁾ 条約の改訂において、柔軟さは不可欠であり、長く確立された条約の場合は特にそうであるとしたのである。一方ウルグアイは三つの点をあげ、第三七条の存在がきわめて有益であると主張した。第一にこの規定により密接に歴史的又はその他のきずなで結びついた多くの国が彼らの間での関係で主条約に示される発展の方向をさらに進めることができるとした。第二に、若干国間での合意は、第三六条の下ではじめられた条約改正手続きの結果であることがしばしばあり、かような合意は、何らかの理由で有益な前進がわずかな数の原条約の当事国により、ただちに是認されないケースに必要な安全弁を与える。第三に、第三七条を削除することは、一項(b)(i)と(ii)に表現されるセーフ・ガードをなくすことになる⁽⁵¹⁾と述べた。第三の点についてのウルグアイの説明によると第二六条の規定は、そのままでは、そのギャップを埋めないとされる。たしかに第二六条五項をみると「(同条の) 四項は第三七条を害することなく」という言葉ではじまっており、それによって、二つの条文の規定間の繋がりを確立している。したがって、第三七条が削除されるなら、その規定の実質が第二六条に再導入されねばならないと考えられたのである。⁽⁵¹⁾ デンマークも同様の意見でILCの定式化を支持した。⁽⁵²⁾ しかし、かような意見の対立はあったものの、結局ILCの定式化が是認されることとなり、この議論は第三七条の規定に影響を与えないままとなった。⁽⁵³⁾ こうした議論を受けて、本会議は、その一六会合において、最終的に第三七条を九一〇で採択した。

かくして、以下に示す現在の条文、すなわち、第三九、四〇、四一条が成立したのであった。
 条約の改正(二・完)

Article 39. General rule regarding the amendment of treaties

A treaty may be amended by agreement between the parties. The rules laid down in Part II apply to such an agreement except in so far as the treaty may otherwise provide.

論

説

Article 40. Amendment of multilateral treaties

1. Unless the treaty otherwise provides, the amendment of multilateral treaties shall be governed by the following paragraphs.

2. Any proposal to amend a multilateral treaty as between all the parties must be notified to all the contracting States, each one of which shall have the right to take part in:

- (a) the decision as to the action to be taken in regard to such proposal;
- (b) the negotiation and conclusion of any agreement for the amendment of the treaty.

3. Every State entitled to become a party to the treaty shall also be entitled to become a party to the treaty as amended.

4. The amending agreement does not bind any State already a party to the treaty which does not become a party to the amending agreement; article 30, paragraph 4(b), applies in relation to such State.

5. Any State which become a party to the treaty after the entry into force of the amending agreement shall, failing an expression of a different intention by that State:

- (a) be considered as a party to the treaty as amended; and
- (b) be considered as a party to the unamended treaty in relation to any party to the treaty not bound by the amending agreement.

五〇

Article 41. Agreements to modify multilateral treaties
between certain of the parties only

1. Two or more of the parties to a multilateral treaty may conclude an agreement to modify the treaty as between themselves alone if:

(a) the possibility of such a modification is provided for by the treaty; or

(b) the modification in question is not prohibited by the treaty and:

(i) does not affect the enjoyment by the other parties of their rights under the treaty or the performance of their obligations;

(ii) does not relate to a provision, derogation from which is incompatible with the effective execution of the object and purpose of the treaty as a whole.

2. Unless in a case falling under paragraph 1 (a) the treaty otherwise provides, the parties in question shall notify the other parties of their intention to conclude the agreement and of the modification to the treaty for which it provides.

- (1) 条約法会議の形態については、小和田恒「条約法の法典化（上）——条約法の法典化における法と政治——」国際問題一三八号6頁を参照されたい。
- (2) A / CONF. 39 / C. 1 / L.153.
- (3) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.201.
- (4) Ibid., p.202.
- (5) Ibid., p.203.
- (6) Ibid.
- (7) Ibid., p.205.
- (8) Ibid.
- (9) A / CONF. 39 / C. 1 / L.235.
- (10) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, pp.201-202.
- (11) イタリアの発言 (Ibid., p.204)。
- (12) ウルグアイの発言 (Ibid., p.203) 及び、ウォルドックの説明 (Ibid., p.204)。
- (13) Ibid., 204-205.
- (14) Ibid., p.202.
- (15) Ibid., p.204.
- (16) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, p.72.
- (17) A / CONF. 39 / C. 1 / L.45.
- (18) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.202.
- (19) Ibid., p.203.
- (20) イタリアの発言 (Ibid., p.204)。

- (21) Ibid., pp.475-476.
- (22) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, p.213.
- (23) A / CONF. 39 / C. 1 / L.232.
- (24) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.202 and p.204.
- (25) イギリスはこの問題に対するウオルドックのコメントに興味を持っている¹⁾とを表明した (Ibid., p.203.)。また、シンガポールはこの案を支持した (Ibid., p.202.)。
- (26) Ibid., p.204. なお、第三六条に関するILCの見解については、小川芳彦「国際法委員会条約法草案のコメントリー」(4)「法と政治」二〇巻一号 105-110頁を参照されたい。
- (27) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, pp.253-254.
- (28) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.202.
- (29) Ibid., p.204.
- (30) Yearbook of the ILC, 1966, Vol. II, P.234.
- (31) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, pp.253-254.
- (32) A / CONF. 39 / C. 1 / L.46.
- (33) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.205.
- (34) A / CONF. 39 / C. 1 / L.237.
- (35) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Resords, First session, p.205.
- (36) Ibid., pp.206-207.
- (37) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, p.223.
- (38) Ibid.
- (39) Ibid., p.224.

条約の改正 (二・完)

- (40) A / CONF. 39 / C. 1 / L.238.
- (41) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.205.
- (42) Ibid., p.207.
- (43) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, p.254.
- (44) A / CONF. 39 / C. 1 / L.240.
- (45) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, pp.205-206.
- (46) Yearbook of the ILC, op. cit., p.235.
- (47) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, pp.222-232.
- (48) Ibid., p.254.
- (49) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, First session, p.206.
- (50) Ibid.
- (51) Ibid.
- (52) Ibid.
- (53) U.N. Conference on the Law of Treaties, Official Records, Second session, p.72.

四 結びにかえて

以上が第三九、四〇及び四一条の成立経緯である。これらの規定を読む限り、ウィーン条約法条約は、従来こ
うした問題を考える場合に基本原則であった「全当事国同意」の原則を一般規則とは認めず、多数国間条約の発
達にともない増加してきた新しい実行を基礎とした改正のプロセスに関する諸規則を定立したといえる。国際社

会の枠が広がるにつれ、国家の数が増加し、諸国家の関係は複雑さを増したこと、さらには、非ヨーロッパ諸国の出現が諸国家間での合意達成を一層困難なものにしつつあるという状況の下では、「全当事国同意」の原則は、一般規則としての地位を許されなくなったのである。

国際社会の実情に合った規則を採用したという点で、これらの規定は、諸国家にとって一応満足の行くものであるといえよう。ウィーン条約法会議において、最終的にこれらの規定がまったく反対なしに採択されたことは、このことを示していると思われる。しかし、一方、個々の規定をみる限りでは、適用に際して問題を生じる点が存在することも明らかである。したがって、本稿を閉じるにあたり、以下で若干の問題点に言及することにした。

まず、第三十九条については、条約の改正が通常、別の条約の締結によって行われると述べている点に留意する必要がある。起草過程の議論から明らかによ¹に、*acte contraire*の原則は国際法の規則ではないと認識されていた。改正の合意形式は、原条約の当事国の選択にまかされているのである。したがって、ILCの最終草案では、第三条(b)は、この草案の範囲に書面形式によらない合意は入らないと規定して、口頭の合意による変更の可能性を認め、さらには、第三八条は、「条約は、その締結後の条約の適用上の実行であって、条約規定を変更する当事国の合意を確立するものによって、変更することができる」と述べ、条約適用における当事国の行為によって証明される黙示的合意による変更の可能性を明示的に認めたのであった。⁽¹⁾ところが、ウィーン条約法会議において、後者については、条約の安定性を危うくするなどの否定的な意見が大勢を占め、削除されてしまったのである。⁽²⁾第三九条が、条約は当事国の選択するいかなる形式の合意によっても改正しうることを認めている解釈されるこ

と、さらには、實際上、かような変更が行われていることなどから考えて、この点については問題が残されているように思われる。⁽³⁾

次に、第四〇条についてであるが、条約の全当事国が改正合意の当事国とならない場合に問題が生じるかもしれない。多数国間条約を全当事国間において改正するため、正式の合意を締結しようとする場合を規定する第四〇条は、四項で、条約が改正された場合、改正合意の当事国とならない国には同一事項に関する新旧の条約の關係について残存規則を規定する第三〇条の四項(b)が適用されると定める。⁽⁴⁾したがって、第四〇条が、条約と改正合意の關係を「同一の事項に関する相前後する条約」ととらえていることは明白であろう。⁽⁵⁾

第三〇条四項は、新旧両条約の当事国間及び、新旧両条約の当事国とどちらか一方の当事国間の關係について規定している。それによると、①新旧両条約の当事国間では、新条約が優先され、②新旧両条約の当事国と一方の条約のみの当事国間では、これらの国が共に当事国となっている条約が適用されることになる。同条四項(b)は②について規定している。条約を改正する合意に、条約の全当事国が参加しない場合、非参加国間及び非参加国と参加国との間では、条約が適用される。一方、参加国間では、改正合意が適用されることになるのである。そこで、条約の一部の当事国が、これらの国の間で、条約と異なる合意をなすことが全く自由なのか問題となるように思われるのである。たとえば、各当事国の義務が、他の全当事国のそれに対応する義務との関連においてのみ意味を有し、一当事国によるその違反は、違反国と他の当事国との間の關係だけでなく、当事国全部の間に適用されるべき条約制度を害するような条約や、義務の効力が、自立的、絶対的かつ、各当事国について固有であって、他の当事国によるそれに対応する履行に依存しない条約の場合、改正合意の一部の国による適用は、条

約の一体性を大きく損ない、その存在意義を喪失させかねない。⁽⁶⁾ かような条約の場合には、特別な配慮が必要となる。したがって、このことについて条約が別段のことを規定していない限り問題が生じるように思われる。

最後に、多数国間条約の一部の当事国が彼らの間でその条約を変更する合意を行う場合を規定する第四一条の問題点について述べる。この規定は、一項において、条約を変更する合意を行うための条件のみを提示し、二項において、更に条約の不法な変更から当事国を一層保護するための通告義務を規定する。この規定は、第四〇条四項に対応するものを含まず、一方、第三〇条五項は、同条四項の規定が第四一条の規定の適用を妨げないとしている。このことは、第三〇条四項中のなものも、第四一条の条件を棚上げするものでないことを意味している。⁽⁷⁾ 起草過程で明らかのように、ILCは、*amendment* と *modification* を明確に区別し、前者が「全当事国について、その規定の変更を意図する条約の正式な改正」を意味し、後者は「一定の当事国間で締結され、かつ、それらの国の間でのみ条約規定の変更を意図する *inter se* の合意に関連して用いられる」とした。⁽⁸⁾ そして、最終的には第四一条が提示する条件が満たされる限り、かような変更の合意は問題を生じないと考えた。しかし、そもそもこのような区別は、實際上、どれほど明確なものであろうか。ILCやウィーン条約法会議でも、議論された点である。たしかに、当事国の意図は、どちらの手続きをとるかということと区別できるとしても、その最終的結果が手続きを開始した当事国の当初の意図と異なる場合が存在しうるように思われる。複雑かつ微妙な国家関係を規律する条約がこうした手続きの対象となる場合、そのようなケースがでてくることが予想される。*amendment* 及び *modification* の手続きに関連して、当事国間で混乱を生じる可能性が指摘できるのである。

- (1) Yearbook of the ILC, 1966, vol. II, pp.232-233.
 - (2) ウィーン条約法会議の全体委員会で、フィンランド、日本、ベネズエラやベトナム共和国から、この規定の削除を求める四つの修正案が提出された。これらの修正案は三八会合で投票に付された。その結果、五三一―五二六で採択され、第三八条は削除されることになったのである。この問題に関する議論については、U.N. Conference on the Law of Treaties, First session, Official records, pp.207-215 を参照されたい。
 - (3) こうした変更を認めた例としては、たとえば、一九六三年の USA-France Air Transport Service Agreement Arbitration などがあげられる。この実例については、ILR,38, p.182 and pp.248-255 を参照されたい。
 - (4) 第三〇条は、一項で、この規定が国連憲章一〇三条にしたがうことを、二項で、条約が前の条約又は後の条約にしたがうべき旨、又は他方の条約と両立しないものとみなされてはならない旨を明示している場合には、他方の条約が優先することを定め、三項以下で、そうした明示規定のない場合について規定している。
 - (5) 薬師寺公夫「同一事項に関する相前後する条約の適用(一)」立命館国際研究第六巻第四号四一頁。
 - (6) フィツモリスは、ILCへの第三報告書の第一九条及びコメントリーの中で、かような条約の存在を指摘し、前者の例として、軍縮条約をあげ、後者の例としては、人権条約をあげた(Yearbook of the ILC, 1958, vol. II, pp.44-45)。なお、かような条約の定義については、ILC最終草案のコメントリーの(注117)を参照した(Yearbook of the ILC, 1966, vol. II, p.216)。
 - (7) Ibid., p217.
 - (8) Ibid., p.232 and pp.235-236.
- (本稿は、一九九二年度、九三年度の科学研究補助金にもとづく、共同研究「条約法条約の逐条的研究」の成果の一部である)